

秋田県地域公共交通 計画の策定について

令和3年6月

秋田県観光文化スポーツ部交通政策課

1

1 計画の概要

1-1 計画策定の経緯・趣旨

- 地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務化されるとともに、計画策定が国庫補助の要件となった(R2年6月「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」改正)。

→地域間幹線系統への補助要件となる計画については、原則として
都道府県が策定

- 県を事務局とし、幅広い関係者から構成する「秋田県地域公共交通活性化協議会」を設立し、計画策定を推進する。
- 計画に記載する施策は、地域間幹線系統に主眼を置いたものとし、コミュニティ交通やフィーダーについての個別の施策は各市町村で策定する計画に位置づけるものとする。現状分析は、幹線に限らず広く公共交通について実施する。

1 計画の概要

1-2 計画の区域

本計画の対象区域は、秋田県全域とする。

課題の分析・整理にあたっては、県全体のほか、日常生活の結びつきを考慮した6圏域(北秋田・鹿角、山本、秋田、由利、仙北、平鹿・雄勝)ごとに行う。

1-3 計画の構成員・対象

協議会には、県内全市町村及び鉄道、バス、タクシー等地域公共交通事業者が参画するほか、国・県の道路管理者や関係団体、学識経験者等で構成する。

1-4 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする。

3

2 主な計画記載事項

- 将来にわたる地域公共交通ネットワークの維持・確保に関する取組
各種調査などの現状分析結果を踏まえ、将来にわたって地域公共交通ネットワークを維持・確保するための施策を記載する。
- 輸送資源の総動員
スクールバスやNPOの移動支援サービス、レンタカー等交通事業以外の輸送サービスについても可能な限り対象に追加し、地域の輸送資源の総動員を図る。
- 新たなモビリティサービスの検討
新たなモビリティサービスの活用を通じた利用者の利便性向上を目指し、議論・検討を行う。

3 計画策定スケジュール

区分	R3.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R4.1月	2月	3月
府内作業	プロポーザル実施 委託事業者決定				関連計画の整理		原案の作成・基本方針検討 評価指標・数値目標検討 具体施策検討		パブリックコメント実施			
委託業務			地域特性の整理 公共交通の運行状況整理 県民アンケート調査 市町村アンケート調査 交通事業者アンケート調査 関係団体等アンケート調査									
地域公共交通活性化協議会	【3月下旬】 生活交通対策地域協議会 委員の選任 3月：候補者の選定 4月：正式委嘱・承諾	【6月上旬】 第1回協議会 【主な議題】 ・法定協議会の立ち上げ ・法定スケジュール確認 ・委託契約に係る議決				【10月中旬】 第2回協議会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・計画策定の方向性	【12月上旬】 第3回協議会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・計画策定の方向性	【1月下旬】 第4回協議会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・見送り議題について ・地域部会意見のとりまとめ				
地域部会	【5月下旬】 第1回地域部会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・計画策定の方向性				【10月上旬】 第2回地域部会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・計画策定の方向性	【11月下旬】 第3回地域部会 【主な議題】 ・法定協議会開催について	【1月中旬】 第4回地域部会 【主な議題】 ・法定協議会開催について ・見送り議題について					
議会							【12議会】 産業観光委員会			【2議会】 産業観光委員会		